

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

入札説明書等に関する第 1 回質問への回答

令和 6 年 11 月 22 日

各務原市

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	5	2	6		4					大規模修繕工事	大規模修繕の定義について、「建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕」とのことですが、具体的には、外壁や屋上などの一面全体が作業範囲となり、足場を要するなどの大掛かりな修繕工事という認識でよろしいでしょうか。相違がある場合は、具体的にご教示いただけますでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、協議により決定します。
2	6	2	7							自主事業の実施方針提出時期	「事業者は、あらかじめ事業期間全体における自主事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。」との記載があります。こちらの実施方針を貴市へ提出するタイミングはいつ頃をご予定されていますでしょうか。	運営業務開始日までにご提出ください。
3	6	2	7							自主事業の実施方針フォーマット	「事業者は、あらかじめ事業期間全体における自主事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。」との記載があります。こちらの実施方針の様式・記載事項を含むフォーマット、ボリュームをお示しいただきたく存じます。	自主事業の内容、頻度等が分かるものとして、フォーマット及びボリュームは事業者の提案によるものとします。
4	6	2	8							貴市関係課等との協議手続き	「提案を予定する事業者は、事前に(提案書の提出前に)提案内容について本市関係課等と協議の上、同意を得るものとする。」との記載があります。貴市関係課等との協議手続きについて定めがございますでしょうか。審査委員との接触禁止の定めもございますので、協議申入れの窓口等のご指定をいただきたく存じます。	本市関係課との協議手続きに定めはありませんが、協議申し入れの際は教育施設整備推進室へご相談ください。
5	6	2	9							付帯事業について	付帯施設に関して賃貸エリアには駐車場も含まれますでしょうか？または建物部分のみの面積になりますでしょうか？	要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答No.5に記載のとおり、付帯施設に係る駐車場や外構等を含む一帯の敷地が対象となります。また、要求水準書(案)p.28に記載の通り、付帯施設は防災公園の夜間の施錠から除くため、防災公園と営業時間が異なる付帯施設を提案する場合は、付帯施設専用の駐車場を計画するようにしてください。
6	6	2	9								付帯施設における付帯事業の事業の数に制限はあるか。	ありません。
7	7	2	12							事業スケジュール	体育館、防災公園(1期工事部分)、防災公園(2期工事部分)にそれぞれ引渡し日が設定されていますが、表の欄外(上部)に「事業スケジュールは、概ね以下のとおり」との記載があります。したがってこの日程の変更は可能と考えて宜しいでしょうか。	基本的にはお示したスケジュールのとおりですが、防災公園1期と防災公園2期の引き渡し日を前倒しすることは可能です。ただし、引き渡し日以降において維持管理業務を開始する必要があることにご留意ください。なお、体育館については、国庫補助金の関係上スケジュールの変更はできません。

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
8	10	2	14	4						自主事業(公園内)における使用料等の負担	「公園内(体育館の外)に一時的にイベントステージを設置する」「公園内(体育館の外)に一時的にキッチンカーを設置する」に係る使用料等の負担は都市公園条例により既に設定されているため変更は不可との理解で宜しいでしょうか。 ※都市公園条例第9条の使用料等は変更可能なのか確認させて頂きたく存じます。	事業者の提案に基づき条例を変更することは、想定していません。
9	10	2	14	4						「提案施設」「付帯施設」設置に係る市への使用料	提案施設・付帯施設について、 ①「体育館の中に物販スペースを設置」の場合に貴市に支払う額の指標(例:〇円/㎡等)をお示ください ②「体育館の中に自動販売機を設置」の場合に貴市に支払う額の指標(例:〇円/㎡等)をお示ください ③「防災公園内(体育館の外)に飲食店や物販店を設置」の場合に貴市に支払う額の指標(例:〇円/㎡等)をお示ください ④「防災公園内(体育館の外)に自動販売機を設置」の場合に貴市に支払う額の指標(例:〇円/㎡等)をお示ください ※③④については都市公園条例第9条1項別表に基づく理解しておりますが、1～4まで細分化されており、更に内容確認すると「公園施設を設ける場合」「公園施設を管理する場合」等に分かれているため、認識の齟齬が無いように貴市で指定頂きたく存じます。 また確認となりますが、上記①②はあくまで許可手続き上は都市公園法上での整理となるのでしょうか？(行政財産の目的外使用で整理する事例も多いかと思い確認です。)	前段:①②については、1平方メートルで1月550円、③④については1平方メートルで1月100円となります。(20240710実施方針(案)に関する質問及び意見への回答No29を参照ください。) 後段:入札説明書及び要求水準書に記載のとおり、都市公園法上での許可手続きになります。
10	11	2	14	7						運営収入について	表2-3を確認すると、防災公園部分の運営収入について「なし」との記載がありますが、「あり(利用料金収入)」ではないでしょうか？ ※表2-2自主事業-「公園内・・・設置する」-「使用料等」では、「指定管理者へ利用料金を支払う(指定管理者自身が行う行為である場合は実質的に支払い不要となる)。」となっております。つまり公園部分の収入は指定管理者の収入となると理解しており、表2-2の記述と表2-3の記述が整合されているか確認したいと考えております。	お見込みのとおりですので、入札説明書、要求水準書を修正します。
11	13	3	1							代表企業・構成企業・協力企業について	代表企業と構成企業と協力企業の定義を把握したく(特に構成企業と協力企業の定義を確認したく)、下記の認識で宜しいでしょうか？ 【代表企業】 出資企業(出資者中最大の出資割合を負担) 【構成企業】 出資企業 【協力企業】 ・出資しない企業 ・代表企業もしくは構成企業が業務に当たらない場合に、当該業務を実施させる企業	お見込みのとおりです。

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
12	13	3	1		(1) (2)					入札参加グループの内訳について	(1)において「入札参加者は、複数の企業で構成するグループとする。入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。」という記載がある一方で、「代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として入札参加グループに位置付け」との記載があります。 協力企業は出資をしないものの業務を行う企業であって、かつ、入札参加グループに含まれる企業であると整理できるものと認識しています。 協力企業の定義はこちらの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	14	3	2	1						建築物の定義	本施設の場合、建築物がどの施設に当たるのかお示ください(防災公園部分含めて)	建築基準法の定義をご参照ください。
14	14	3	2	3		ウ				参加資格要件	建築物の建設業務を行う者の資格要件として、「延床面積5,000㎡以上の国、地方公共団体等が発注した体育館(新設のみ)」とされていますが、これにはPFI案件におけるSPC発注の新築工事も含められると考えて宜しいでしょうか。	国、地方公共団体等が発注したPFI事業におけるSPC発注の新築工事も、実績として認めます。
15	15	3	2	4		ア				参加資格要件	「建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事の特定建設業の許可を有していること。」と記載がございますが、工事期間中に土木の技術者(有資格者)の配置は必要でしょうか。	土木技術者の配置は必要ありませんが、滞りなく事業が進められる体制を確保してください。
16	15	3	2	4		ウ				参加資格要件	防災公園の建設業務を行う者の資格要件として、「国又は地方公共団体等が発注した都市公園の工事」がございしますが、「国又は地方公共団体等」には都市再生機構等の独立行政法人も含められると考えて宜しいでしょうか。	実績として認めます。
17	15	3	2	4		ウ				参加資格要件	防災公園の建設業務を行う者の資格要件として、「国又は地方公共団体等が発注した都市公園の工事」がございしますが、「都市公園」であれば、住区基幹公園、街区公園等の種類、種別は問わないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	17	3	6							入札参加者の変更	「代表企業の変更は認めないが、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする」とありますが、入札参加表明書提出後に参加表明書に記載した構成企業及び協力企業、付帯事業実施企業を変更・追加・削除をすることは可能という理解でよろしいでしょうか。 また、変更・追加・削除が決定した段階の令和7年4月11日入札日までに様式1-1を再提出するという理解でよろしいでしょうか。	前段：原則として提出後の変更は認めませんが、やむを得ない事情があれば、入札説明書に記載のとおり、可能とする場合があります。 後段：様式1-1の他、企業を追加・変更した場合は、当該企業の資格審査に必要な書類を一式提出してください。

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
19	18	4								事業者募集等のスケジュール	第1回個別対話(R6年11月6日・7日)と第2回個別対話(R7年3月3日・4日)との間に個別対話をもう1回追加で開催して頂く事は可能でしょうか。第1回個別対話では付帯施設に関する市との確認内容が十分に固まっていない為。	2024年12月24日・25日に個別対話を追加で実施します。
20	20		2	5	1					5. 入札説明書等に関する第1回個別対話	「～なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の現地参加人数は合計で16名以内とする。～」とありますが、ここにあるグループとは、参加予定の民間事業者全体ではなく、ある特定業務(設計・建設・運営・維持管理など)を担当する企業体で参加する場合、上記に該当するものと判断してよろしいでしょうか。	問題ありません。
21	26		1	1						事業予定地の前提条件	実施方針及び要求水準書(案)に関する個別対話結果42にて、防災倉庫は新体育館と別敷地として建築確認手続きを行ってよい旨の回答をいただきました。その際、同項に掲げる建蔽率の上限「2%・ただし、休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫は10%上乘せ」については、どのように適用されるのでしょうか。また防災倉庫用地については、体育館とは別機能であるため、「新総合体育館・総合運動防災公園」に含まれないとする場合、建蔽率の上限値については、何%になるのでしょうか。ご教示いただけますか。	様式H-1計画概要 ③都市公園の基準の確認をご参照ください。
22	28	7	3		2						付帯施設の設置管理許可期間は10年とあり、令和11年6月1日までに開始できるようにすることとあるが、仮になるべく早く開始したいと考えた場合、開始期間についての縛りはあるか。	ありませんが、事前に(提案書の提出前に)、設置許可期間を含めた提案内容について、本市の同意を得てください。
23	28	7	3		2					付帯施設の設置管理許可期間	付帯施設の設置管理許可期間は最長10年とし、協議により更新することは可能とありますが、更新を含めて原則20年の期間と認識しております。20年を超える場合の再々更新は可能でしょうか。	設置管理許可の更新について、協議は可能です。
24	24	5	4							入札予定価格	サービス対価の予定価格は、15,903,162,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とありますが、消費税別途での予定価格は設定されているのでしょうか？	設定していません。
25	29	6	5		2					資金計画・事業収支計画に関する条件	「体育館の建設業務に係るサービス対価は・・・各年度の出来高払いとして」と記載がありますが、各年度の出来高として承認された金額と同額を請求できるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	29	6	5		2					資金計画・事業収支計画に関する条件	「各年度の支払い額が、当該合計支払い額の1割以上となるように建設業務を進めること。」とありますが、初年度の出来高が1割に満たないと判断した場合は事業者は初年度の請求ができず、次年度に合算した金額を請求できるものと考えて宜しいでしょうか。	初年度においては、出来高が1割に満たない場合であっても、出来高に応じた請求を可能とします。ただし、2年度目以降は当該合計支払い額の1割以上となるように建設業務を計画ください。

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
27	29	7	5		9					資金計画・事業収支計画に関する条件	維持管理業務のサービス対価のうち、本施設の修繕費は、事業期間全体で 243,000 千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を計画することとありますが、提案内容によって施設の規模や仕様が異なることから、243,000千円より多額になることも少額になることもあると思います。どのような施設を提案しても修繕費として243,000千円を計上しなければならぬということでしょうか？増減は認められないとの認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。なお、要求水準書に記載のとおり執行残額は最終事業年度の終了時に、本市に返還することを基本とします。
28	29	7	5		9						「本施設の修繕費は、事業期間全体で243,000千円を計画すること」とありますが、この金額の根拠をお示しください	既存施設等の実績に基づき算定しています。
29	30	7	5		10					維持管理及び運営業務のサービス対価の支払い	「原則として、令和11年11月以降の支払いについて……」とありますが、令和11年11月以降となっている背景をお示しください。	維持管理業務及び運営業務のサービス対価は、毎年度4回に分けて3か月ごとに分割して支払うこととしています。具体的には、1月～3月の分を5月に、4月～6月の分を8月に、7月～9月の分を11月に、10月～12月の分を2月に支払うこととしており、また、各回の支払い額は、毎回同額になるように分割することとしています。この前提のもと、体育館の供用開始が令和11年6月1日であることから、令和11年11月(令和11年7月～9月分)の支払い回が、全体供用開始後に丸3か月間、維持管理運営を実施していただいた後の最初の支払い回となります。そのため、(サービス対価の改定がある場合を除き、)この11月の支払回以降は各回の支払い額が同額となることから令和11年11月以降と記載しております。
30	30	7	5		12					(参考)防衛省補助金に係るスケジュールイメージ	同図において、実施設計業務について、令和8年夏～秋にかけ実施設計の着手時期についての記載があり、防衛省補助金「(※交付決定後に着手)」とあります。同補助金の交付に関するスケジュールが確定できないと、設計から建設に関するスケジュールを組めません。具体的な交付スケジュールをお示しいただくか、もしくは、補助金交付スケジュールと本業務の実施設計着手時期を特定しないように修正いただくか、いずれかにてお願いします。	令和8年5月以降に実施設計に着手可能とします。
31	30	7	5		12					(参考)防衛省補助金に係るスケジュールイメージ	同図において、実施設計業務について、令和8年夏～秋にかけ実施設計の着手時期についての記載があり、防衛省補助金「(※交付決定後に着手)」とあります。同補助金の交付時期対象工事範囲が不明瞭です。設計・建設に関する業務工程を建てるのが難しいため、補助対象工事を明記していただけますか。	対象範囲については、入札説明書P7「図 2 防災公園のエリア区分図」をご参照ください。また、境界点については、閲覧資料1事業予定地測量図の11座標一覧表や12確定測量図を参照ください。
32	30	7	5		12					(参考)防衛省補助金に係るスケジュールイメージ	同図において、実施設計業務について、令和8年夏～秋にかけ実施設計の着手時期についての記載があり、防衛省補助金「(※交付決定後に着手)」とあります。同補助金の交付時期については、民間事業者の設計着手時期を特定せず、民間事業者の提案するスケジュールに委ねていただけますか。	No30の回答をご参照ください。

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
33	30	7	5		12					(参考)防衛省補助金に係るスケジュールイメージ	同図において、実施設計業務について、令和8年夏～秋にかけ実施設計の着手時期についての記載があり、防衛省補助金「(※交付決定後に着手)」とあります。国土交通省関連の補助申請、もしくは他の補助金手続きについて、業務スケジュールを特定するようなものはないと判断してよろしいですか。	国土交通省エリアについても、防衛省エリアと同様に令和8年5月以降に実施設計に着手可能としますが、国土交通省の補助金交付に関するスケジュールイメージを入札説明書に追加します。
34	32	8	1	1						1. 契約の条件	「ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。」とあるが、民間事業者の不備がない場合、前記のリスクは多大すぎます。官民における公正な取引が為されるという観点から、議決取得に際して、民間事業者側に合理的な理由がない場合、当事業発注者である市側で一定のリスクを負担していただけますか。	原案どおりとします。

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○		1	2		4				契約関係書類の適用関係	実施方針・入札説明・個別対話の質疑回答については、入札説明書等に関係する書類として適用する理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)別紙1用語の定義の(8)を参照ください。 また、入札説明書p.1のとおり、入札説明書等と公表済みの実施方針(案)に関する質問等に対する回答、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針(案)に関する質問等に対する回答、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答によるものとします。
2		○	11	5	1	28				建設・工事監理業務に対する本市によるモニタリング	「工事監理者を配置しない業務」とは、具体的にはどの業務のことでしょうか。	要求水準書p.4(2)等に記載の通り、工事監理業務(建築物のみ)としておりますので、建築物以外が対象となります。
3		○	13	5	4	35	1			(建設・工事監理業務中に第三者に及ぼした損害)	工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、本市がその損害を負担する旨の条項を追加してください。 上記の第三者の損害は、民間事業者では負担できないリスクとなります。 なお、各務原市工事請負約款 第28条(第三者に及ぼした損害)において、「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない」とされていますので、同様の条件にするように変更願います。	原案どおりとします。
4		○	13	5	5	37	1			設計及び建設・工事監理業務の契約保証	防災公園(1期工事)については前払金支払いがあるため、事業者は前払保証に加入いたします。契約保証について、防災公園(1期工事)については、前払保証の特約としての「公共工事履行保証」を適用することは可能でしょうか。	可能です。
5		○	15	5	6	43				前払金	保証事業会社による保証は、発注者が国や地方公共団体等である場合に活用できるものと認識しています。 従って、PFI事業の場合、民間事業者であるSPCが発注者となって建設企業と建設工事請負契約を締結することから、当該建設企業は保証事業会社による保証を活用できないと理解しています。 この理解について貴市のご見解をご教示ください。	建設省告示第千三百三十三号「公共工事の前払金保証事業に関する法律による土木建築に関する公共工事」をご参照ください。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
6		○	19	6	4	50				開業準備業務・維持管理業務・運営業務における契約保証	第50条(開業準備業務の契約保証)、第69条(維持管理及び運営業務の契約保証)の記載がありますが、 ①他の類似案件だと開業準備業務・維持管理業務・運営業務における同様の契約保証の記述があまり無く、この記述に至った背景をお示ください。 ②開業準備業務・維持管理業務・運営業務の契約保証に関連して履行保証保険の加入に係る費用も発生し、提案額の上昇にも繋がるため、本記載は削除して頂けないでしょうか。 ③上記②に関連して、もし削除することが不可であれば、貴市の予算額にて見込まれていた金額を参考としてお示しください。 ④上記②に関連して、もし削除することが不可であれば、手続き簡略化の観点から開業準備業務・維持管理業務・運営業務の業務ごとではなく、まとめて加入することを可として頂けないでしょうか。	①長期間の契約となるため、履行の保証を得るためです。 ②原案どおりとします。 ③金額の内訳を提示する予定はございません。 ④事業者(SPC)が加入する場合は、まとめて加入することで問題ありません。
7		○	22	7	1	54	2・3			利用の許可及び利用料金等	2では「本市は・・・本施設の開館時間、休館日及び利用料金その他・・・を定めるものとする」とありますが、3では「本市及び事業者は・・・」となっております。これは、「両者が協議して定める」と解釈してよろしいでしょうか。	本施設の開館時間、休館日及び利用料金については、要求水準書p.15の4.本施設の利用方法に記載のとおりとします。年末年始(12/29～1/3)以外の定期点検期間等を踏まえた年間3日間程度の具体的な休館日は協議により決定します。
8	○		22	7	1	54	3			利用の許可及び利用料金等	指定管理業務に関する年度協定書に於いて利用料金を定めると御座いますので、年度協定書にて利用料金を規定する条文を追記して頂く事は可能でしょうか。	年度協定書に利用料金を規定する条文を追加します。
9	○		22	7	1	55	2			維持管理及び運営業務	事業者による本施設の維持管理及び運営業務の仕様を定める「維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書」について、具体的にどのような内容を記載するのかご教示下さい。また、業務計画書との違いについてもご教示下さい。	要求水準書の業務仕様書及び業務計画書に関する記載内容を参考に提案・作成してください。
10		○	22	7	1	55	2			運営業務仕様書	維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書を、本施設の引渡し予定日の1ヶ月前の日までに、それぞれ本市に提出しなければならないとございますが、要求水準書P78には運営業務仕様書及び運営マニュアルは、運営開始予定日の2か月前の日までに本市へ提出とございます。矛盾しているかと思いますが、どちらが正しいのでしょうか？	事業契約書(案)が正しいです。要求水準書を修正します。
11		○	23	7	1	57	2			運営業務計画書	最初の業務実施年度に係る運営業務計画書は、本施設の引渡し予定日の1ヶ月前の日に提出とございますが、要求水準書P78には最初の業務実施年度に係る運営業務計画書の提出は、運営開始予定日の2か月前の日までとございます。矛盾しているかと思いますがどちらが正しいのでしょうか？	事業契約書(案)が正しいです。要求水準書を修正します。
12	○		23	7	1	57	2			維持管理及び運営業務計画書	防災公園(1期部分)の業務計画書の提出は施設引渡し予定日の1ヶ月前の日の理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
13	○		28	7	5	69	2			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金の額は、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の100分の10以上とありますが、「各事業年度」というのは、期間合計ではなく、単年度のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の100分の10以上との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14		○	36	12		89	4	1	イ	出来形部分の買取	「出来形部分に相応する工事費」につきまして、「出来形部分に相応する工事費相当額(設計費、工事監理費及び事業者経費等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内での費用を含む)」に変更頂きますようお願い致します。 施設整備期間では、本事業契約案別紙4記載の通り、開業に伴う諸費用(SPC設立費、SPCと業務委託・請負契約締結に係る費用(契約印紙、弁護士費用を含む)等)、建中利息、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用が掛るため、合理的な範囲でお願いする次第です。 他の自治体では上記規定としていますので、ご検討のほど宜しくお願い致します。 (第90条2(1)ア、第92条2(1)アも同様)	原案どおりとします。
15		○	36	12		89	4	1	イ	(本市による本事業契約の終了)	「イ 本市は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使するものとする。」とされていますが、事業者に自己の費用で本施設を撤去させることは、民間事業者では負担できないリスクとなるため、各務原市工事請負約款 第53条(解除に伴う措置)と同様に、事業者の自己の費用で施設を撤去する義務がないように修正願います。 なお、内閣府作成 PFI標準契約1(公用施設整備型・サービス購入型版)＜平成22年3月30日公表、令和6年6月3日改正＞の第60条(完工前の解除の効力)においても、事業者の自己の費用で施設を撤去する義務はないため修正願います。	原案どおりとします。

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	別紙4	54	1					サービス対価の 構成	③維持管理及び運営業務のサービス対価の「(5)その他の費用」において、SPC設立にかかる費用も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	「事業者の開業に伴う諸費用」として、「(1)施設費等」に含むことを想定しています。
2	別紙4	56	3		㊟□			維持管理及び運営 業務のサービス対 価の支払方法	防災公園(1期工事)には維持管理業務費のみの記載ですが、運営業務も含まれる理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約約款(案)を修正します。
3	別紙5	69	1					サービス対価の改 定方法	サービス対価の改定方法として「建設工事費デフレーター」における「建設総合-土木総合-公共工事-公園」を用いるとされていますが、近年の建設物価の上昇傾向として、当該指数と現状が大きく乖離することも想定されます。 令和6年に内閣府で改定された「契約ガイドライン」においても「あらかじめ入札説明書等に物価指数の案を明示の上で、事業者との協議により決定すること」とあり、上記指数以外を基準とする対応について、貴市と協議する場を設けていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
4	別紙5	69	1					サービス対価の改 定方法	サービス対価の改定方法として「建設工事費デフレーター」を用い1.5%以上の差が生じた場合は、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行うとされていますが、建設物価の上昇傾向として、当該指数と実態が大きく乖離することも想定されます。 令和5年12月15日付において、日本PFI・PPP協会より内閣府民間資金当活用事業推進室宛へ「物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規程されている事業者負担(1.0又は1.5%)をゼロとする」という提言がされております。これに基づき、事業者負担をゼロにすることを検討いただけないでしょうか。	原案どおりとします。
5	別紙5	70	1					サービス対価の改 定方法	「工事着工日から12か月経過した後に、物価が著しく変動した場合は、本市及び事業者は建設・工事監理業務のサービス対価の改定について協議を行うことができるものとする。当該契約に基づき、建設・工事監理業務のサービス対価の改定を行う場合は、出来形部分を除く施設整備費に対して適用されるものとし、改定方法及び改定の式は、工事着工日の考え方に準じるものとする。」とありますが、考え方については、「直前の本規定に基づく建設・工事監理業務のサービス対価の改定の基準とした日」以降12か月経過した後に、体育館、防災公園の建設工事デフレーターに基づく1.5%以上の差が生じた場合という認識よろしいでしょうか。	考え方としては、お見込みのとおりです。

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
6	別紙5	70	2					維持管理及び運營業務のサービス対価(修繕費を除く)の改定に関する基本的考え方	改定方法について、毎年6月の「企業向けサービス対価指数:日本銀行調査統計局」を用いるとのことですが、物価指数の上昇率以上に最低賃金の上昇率が大きな場合があり、また、最低賃金については、下降することはありません。維持管理及び運營業務においては人件費コストが大半をしめることから、サービス対価の改定におきましては、最低賃金の上昇率についても一層ご配慮願えないでしょうか。	原案どおりとします。

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○			7	1	5	7	(3)					利用料金等収入の還元	市民への還元の対象になる「本施設利用者から得る収入」とは、自主事業に係る収入、提案施設の運営に係る収入及び付帯事業に係る収入も含むのでしょうか。	付帯事業に係る収入については該当しません。その他は収入の別も含めて事業者提案です。
2	○			9	1	5	9						水光熱費の負担	広場公園エリアは令和11年3月31日まで現行事業者による運営管理がなされるという認識から、水光熱費の負担は事業者側ではない(除外)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、令和11年3月31日までの分は現行事業者側の負担になります。
3	○			10	1章	5節	11	※2						第1基工事はエリアA全部もしくはエリアA全部及びエリアBの一部となっているが、工事手順などの関係で第1期工事をエリアAの一部及びエリアBの一部とするなど、整備工程等を踏まえたエリア整備範囲の変更は可能でしょうか？	入札説明書p.30に記載のとおり、防衛省補助金に係るスケジュールにより不可とします。
4	○			11	1	5	13						地元発注要件	「維持管理・運營業務に係る契約金額の25%以上を下請契約又は資材発注により行うこと。」との記載がありますが、維持管理業務・運營業務それぞれで25%以上の指標が求められるのではなく、維持管理業務・運營業務の合計で25%以上の指標が求められる認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	○			11	1	5	13						地元発注要件	「各務原市内に本店、支店、営業所等を有する企業から、各務原市内に本店、支店、営業所等を有する企業に発注した場合等において、その発注金額を重複して算定することは認めない。」と記載があります。事業者より発注を受けた市外企業・市内企業JVから市内企業へ業務・資材を発注する場合、その市外企業のJV比率に該当する金額は市内企業への発注金額に算入することは可能でしょうか。	重複して算定することは認めていないため、左記の場合は市外企業・市内企業JVの市内企業のJV比率の発注額とします。 参考例 SPC ↓ 100億円 JV 出資比率 市内企業 20% + 市外企業 80% ↓ 下請け発注10億円 ↓ 下請け発注10億円 市内企業 市外企業 地元発注分＝100億円×20%＋10億円×80%＝28億円
6	○			13	1章	7節							遵守すべき法制度	【要綱・基準等】に官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説、建築構造設計基準の資料等の適用に際して、大地震時の層間変形角について、過度に耐力が増大することのないように留意し、建築非構造部材及び建築設備についてその変形により障害が生じないように留意することで、鉄筋コンクリート造であっても制限値を1/100以内としてよろしいでしょうか。	層間変形角を1/100以内とすることを妨げるものではありませんが、南海トラフ地震等の巨大地震発生後において、災害活動拠点等としての建物使用に支障をきたさないよう計画ください。
7	○			14		8	1		キ				付帯施設	付帯施設は本施設における建築物とは分棟を基本とし、1敷地1建物の原則に配慮して計画することとありますが、1敷地1建物として付帯施設を計画する場合、敷地と条件は建ぺい率60%、容積率200%と考えてよろしいですか。	原則としてお見込みのとおりですが、付帯施設の敷地も都市公園に位置付けられるため、都市公園法における建ぺい率の制限にも留意して計画ください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
8	○			15	1	8	3						運営開始期限	設計・建設の努力により、防災公園の運営開始日を予定よりも早めることが可能になった場合、早めて維持管理・運営する期間にかかるサービス対価は別途いただけるのでしょうか。	防災公園の運営開始日を早めることは差支えありませんが、前倒し期間の維持管理業務と運営業務に係るサービス対価を別途お支払いすることはありません。
9	○			15	1	8	4	(1)					駐車場の運営	駐車場の運営について、 ①利用者から料金を徴収することは可能でしょうか。 ②上記①に関連し、駐車場を24時間営業とすることは難しいとの理解で宜しいでしょうか。	①不可とします。 ②近隣住民に配慮し、駐車場の24時間営業は不可とします。ただし、付帯施設の専用駐車場については、付帯施設の営業時間と同じとすることが可能です。
10	○			15	1	8	4	(1)					営業時間外における料金徴収	市民大会やイベント等の利用の際に駐車場の一部を1時間半前に開錠することが定められており、大会・イベントの準備において施設が使用されるかと思いますが、条例で設定されている営業時間前(準備時間)でも利用料金の徴収は可能との認識で宜しいでしょうか。	準備時間の利用料金の徴収はできません。
11	○			15	1	8	4						本施設の利用方法	体育館が選挙の投票所ならびに開票所として利用される予定はありますでしょうか。利用が想定される際、同日にメインアリーナ等で興行やイベントを企画しており、延期や中止が難しい場合は、優先利用を別の場所にさせていただく等、貴市のご配慮を頂戴できますでしょうか。	現時点では予定はありません。 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答(令和6年8月29日)No.23を参照ください。
12	○			15	1	8	4						本施設の利用方法	体育館が選挙の投票所ならびに開票所として利用される予定はありますでしょうか。利用が想定される際、選挙のための建物管理における業務の追加(例えば臨時警備員の配置等)については、貴市および貴市選挙管理委員会と別途費用に関する相談とさせていただきますでしょうか。	現時点では予定はありません。 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答(令和6年8月29日)No.24を参照ください。
13	○			16									表1-7	表1-7記載の利用料金は税込との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 要求水準書p.16の表1-7に追記します。
14	○			19	1	8	4	(4)					キャンセル料	使用者の責に帰さない使用の取消(キャンセル)の記載がありますが、一定の基準に違反した利用者(例:直前でのキャンセル等)からはキャンセル料を徴収できる認識で宜しいでしょうか。	原則として使用日の1週間前までのキャンセルは利用料を返金し、それ以降のキャンセルについては返金しないこととします。ただし、天災等による使用者の責に帰さない使用の取り消しについては直前のキャンセルであっても返金します。
15	○			19	1章	8節	5						興行について(体育館)	メインアリーナの照明設備について、VリーグとBリーグの公式大会頻度は年に一回ずつ程度を想定されているとのことでしたが、使用頻度から公式大会の要求照度確保は仮設対応を行う考えとしても宜しいでしょうか。 また、上記の他、公式大会(県大会や市大会等)を想定されている種目、想定頻度があればご教示願います。	前段:仮設照明とすることで大会等の準備期間が長くなることから仮設照明は想定していません 後段:現時点で想定はありません
16	○			20	1	8	6	(1)	イ				既存施設の概要	広場公園の維持管理運営が開始する前まで(令和11年3月末まで)に、市の方で更新するLED化することですが、交換予定のLED機器の耐用年数をご教示ください。	15年を想定しています。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
17	○			21	1章	8節	7						災害時の活用に関する考え方	「岐阜県災害時広域受援計画【資料編】」に、市町村防災無線（非常用無線）を備える施設とありますが、当設備は貴市にて整備する内容と考えて宜しいでしょうか。また、事業者側は当設備用の配管、電源対応を見込むことで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	○			21	1章	8節	7						災害時の活用に関する考え方	「岐阜県災害時広域受援計画【資料編】」にヘリポート（ヘリ離着陸場）を備える施設とありますが、夜間の離発着用のヘリポート照明の計画は不要と考えて宜しいでしょうか。必要な場合、仮設対応としても宜しいでしょうか。（消防法で規定される基準に準じた設備整備は不要と考えて宜しいでしょうか。）	ヘリポート用の照明の計画は不要です。
19	○			23	2章	2節							事前調査業務	地盤調査は建物下部として下記を想定しますがよろしいでしょうか。 アリーナ 12m 8本 店舗建物 14m 2本 防災備蓄倉庫 12m 1本	事業者にて適切と考える本数としてください。
20	○			24	2	3	1		イ				道路の横断等について	市道各400号線は今後交通量の増加が見込まれますが、広場公園と防災公園の連携を図る上で現状設置されている横断歩道以外に道路の横断等を行う上での追加の対策、措置を行う計画などはありますでしょうか。	現在関係機関と協議中ではありますが、現時点で具体的な対策の予定はありません。
21	○			25	2	3	2	(2)	ア				ZEB Oriented	ZEB Orientedの対象は体育館との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	○			26	2	3	3	(3)	ア				下水道	汚水排水の流末管の詳細な占用位置、高さ等の詳細について、ご教示ください。 また、詳細について、管理者との協議によるものと認識しておりますが、只今から協議を実施しても宜しいでしょうか。	前段：本市下水道課（058-383-7114）にご確認ください。 後段：差し支えありません。
23	○			26	2	3	3	(4)	ア				雨水排水	雨水排水の流末である山の前水路への接続は、箇所数の制限はございますか。 また、接続方法等の詳細について、管理者との協議によるものと認識しておりますが、只今から協議を実施しても宜しいでしょうか。	前段：本市河川公園課（058-383-1531）にご確認ください。 後段：差し支えありません。
24	○			27	2章	3節	3	(4)						雨水排水は山の前排水路へ放流とありますが、山の前排水路の断面図や縦断図等をご提供いただけますか？	本市河川公園課（058-383-1531）にご確認ください。
25	○			29	2章	3節	5	(2)	ウ				電力・ガス等のエネルギー源	太陽光発電、コージェネレーションシステムによる電力供給の多重化、都市ガスとLP ガスの活用やPAジェネレーターの導入によるエネルギーの分散化などにより、停電時でも災害時活動拠点や避難場所として機能するために必要となる照明や空調等の機能を維持できるようにすることとありますが、エネルギーの分散化が目的であり、コージェネレーションシステム、LPガスは必須ではなく、自由提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
26	○			30	2章	3節	5	(2)	カ				トイレ等	災害時に使用できるシャワールームの設置を検討することとありますが、更衣室に設けるシャワー室を災害時に転用することを検討してもよろしいでしょうか。	可とします。
27	○			30	2章	3節	5	(2)	キ				生活用水	550㎡以上の受水槽(井戸水)を設置することとありますが、飲料不可の注意書きを行うこととあるので、雑用水としての利用(雑用水受水槽)と考えてよろしいでしょうか。 また通常使用(雑用水)として、防災井戸から汲み上げた井水を雑用水槽の原水としても使用可能でしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:可能です。
28	○			32	2	4	1	(3)	キ				諸室配置	観客等が来場することを踏まえ、2階は下足での利用を基本とするとあるが、下足、上足利用の範囲については事業者の提案により変更は可能でしょうか？	要求水準書において「2階は下足での利用を基本とする。」と記載したのは、興行等において下足のまま観覧等ができるようにしたいという趣旨であり、平時における利用を上足とすることを否定する意図はありません。この趣旨を踏まえて要求水準書の記載を修正いたします。それ以外については原案のとおりとします。
29	○			32	2	4	1	(4)	イ				現体育館の備品リスト・消耗品リスト	参考として現体育館の備品リスト・消耗品リストを開示頂きたく存じます。 現体育館で移行する備品があればお示しください	前段:備品・器具リストを閲覧資料に追加します。 後段:添付資料25にある体操器具については、移設する可能性があります。
30	○			34	2章	4節	3						設備計画の考え方	携帯不感知設備は不要と考えて宜しいでしょうか。必要な場合は貴市にて整備すると考えて宜しいでしょうか。	要求水準書P35イ通信設備(b)に記載のあるとおり、施設内の全域にスマートフォンの電波が届くように留意して整備してください。仮に電波が届かないようなところがあれば、事業者負担で必要な設備を設置してください。
31	○			36	2章	4節	3	(2)	ウ			(a)	誘導支援設備	視覚障がい者対応の音声案内システムで貴市で標準的に採用されている方式があればご教示願います。	本市における標準的な仕様はありません。施設特性等を踏まえ、適切な仕様を提案ください。
32	○			36	2	4	3	(2)	カ				発電設備	発電設備の燃料について、点検などで使用した場合の燃料補給は事業者の費用負担にて実施し、災害時など非常時に非常用発電設備を使用した場合の燃料補給は貴市の費用負担にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	実施方針および要求水準書(案)に関する質問および意見への回答(令和6年8月29日公表)の要求水準書(案)に関する質問への回答No.39を確認ください。
33	○			42 43	2	4	4	(3) (4)				(e)	武道場仕様	収納式の鏡を設置とありますが、固定式は不可で、収納式にすることが必須でしょうか。またどの程度のサイズを想定されていますでしょうか。	前段:鏡を使用しない時の保護が目的であり、固定式の鏡の前面に引き戸等を設置する等の方法でも差し支えありません。 後段:具体的なサイズは事業者の提案によるものとなりますが、原則としてベビー・親子体操、ヨガ、ピラティス等の参加者それぞれが鏡を利用できるサイズを確保してください。
34	○			45	2	4		(13)				(a)	災害対策用倉庫	自動車・自転車が放置された場合、個人情報保護法から事業者では所有者が分からない(警察に問い合わせても事業者には開示いただけない)、事業者が他人の所有物を撤去処分するのは法令違反となりかねない等、事業者では対応が困難です。このため、貴市のルール・貴市の経費負担に基づき、貴市と協議しながら放置車両対策を進めさせていただきませんか。	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答(令和6年8月29日公表)答No.51を参照ください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
35	○			49	2章	5節	1	(2)						遊具とドライ噴水はエリアAに整備することとありますが、施設配置や動線などの関係からエリアBも活用することは可能でしょうか？	遊具のうち主たるものはエリアAに整備してください。また、ドライ噴水もエリアAに整備してください。遊具のうち主たるもの以外はエリアBに整備することを可としますが、その場合であっても、各個の遊具をエリアAとエリアBにまたがって整備することは不可とします。(遊具が配置されているゾーン全体をとって見たときにはエリアAとエリアBにまたがって計画しても差し支えありませんが、各個の遊具をとって見たときは、エリアAとエリアBにまたがって設置されている遊具がないようにしてください。)
36	○			51				(5)	ア				植栽計画	「植栽計画の検討や樹種の選定、配置・樹高・幹周り・剪定方針等の詳細は、本市と協議を行うものとする。」とありますが、入札後に本市の協議により、どのような協議がなされるか、現時点で想定できません。想定している建設費、維持管理費を超えない範囲での「市の協議」であると認識してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
37	○			51				(5)	ウ				植栽計画	干涉林について「(a)公園の外周は、中高木を基本とする。安全上、防犯上の配慮が必要な箇所には、フェンス等の設置も可とする。(b) 近隣の住宅地の住環境に配慮が必要な場所には、常緑樹を主体とした緩衝緑地(幅10m程度)を設けるほか、目隠しフェンス等を設置すること。」とありますが、フェンスの高さ、設置位置、仕様については事業者提案によるということでしょうか。	(a)については、事業者の提案によるものとします。(b)については、設計段階において近隣住民に確認するものとします。
38	○			54	2	5	3	(5)					不法駐車・駐輪	自動車・自転車が放置された場合、個人情報保護法から事業者では所有者が分からない(警察に問い合わせても事業者には開示いただけない)、事業者が他人の所有物を撤去処分するのは法令違反となりかねない等、事業者では対応が困難です。このため、貴市のルール・貴市の経費負担に基づき、貴市と協議しながら放置車両対策を進めさせていただきませんか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.34を参照ください。
39	○			55	2章	5節	3	(6)				(c)		令和6年夏に中学生以下のアイデアコンテストを実施し、秋に公開とありますがこれは整備にかかるアイデアですか？イベント等運営にかかるアイデアですか？	どちらともいえますが、詳細は本市website「アイデア コンテストの実施」(https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1008113/1008128/1022232.html)を参照ください。
40	○			55	2章	5節	3	(6)				(c)		整備にかかるアイデアの場合、それを履行する必要がありますか？履行する場合、その費用は別途契約いただけるのでしょうか？	必ずしも実施する必要はありませんが、できるだけ実現できるよう工夫された計画の提案を期待しています。なお、別途の費用はありません。
41	○			55	2	5	3	(7)				(a)		鵜沼朝日町に整備した防災備蓄倉庫とありますが、仕様のわかる資料をいただきたいのですがよろしいでしょうか。一般図、仕上げ、概要などは最低限公開いただきたいです。	鵜沼朝日町防災備蓄倉庫の図面を閲覧資料に追加します。
42	○			57	2章	7節		(6)					国庫補助金等の申請事務・起債事務に係る補助	国庫補助金等の交付や検査のために必要な資料の作成とありますが、「営繕積算システムRIBC」による積算内訳書作成が必要でしょうか。	営繕に関する内訳書は市から配布する指定のエクセル様式での作成を予定しています。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
43	○			58	3	1	1	(2)					留意事項	仮設駐車場については防災公園(1期工事部分)が完了、運用を開始した時点で廃止しても宜しいでしょうか。	事業用地内のどこかで250台確保されていれば、当初引き渡した仮設駐車場を廃止することは可能です。
44	○			60	3	2		(5)	オ				完成時提出書類	「撮影した写真及び撮影した写真による工事経過をまとめた動画データを提出」とありますが、写真を動画化するとはどのような仕様でしょうか。	タイムラプス形式を想定しています。
45	○			64	4	1	2						業務期間	「具体的な開業準備期間の始期については、事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。」とありますが、事業契約書にこの項目がありません	事業契約約款(案)第10条の表中に提案事項を反映するものとします。事業契約約款(案)を修正します。
46	○			65	4章	3節	3						予約システム整備業務	予約システムは市内の他施設で整備される予約システムとの連携や他施設の予約を含めたシステム構築はせず、本施設単独のシステム構築を行うことで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	○			65	4	3	3						予約システム	広場公園の予約システムは令和11年1月から運用開始という認識ですが、令和11年4月1日以降の予約については新たな予約システムで管理を行い、運営開始までは現管理者が新たな予約システムを利用し受付対応を行うのでしょうか？併せて料金収受に関しても令和11年4月1日までは現管理者が窓口対応を行うという認識でよろしいでしょうか？	令和11年1月に予約システムを運用開始した後は、事業者において、広場公園の令和11年4月1日以降の利用分について、予約受付作業を実施していただきます(令和11年3月31日利用分までは現管理者が実施)。ただし、広場公園の指定管理者として指定できるのは令和11年4月1日以降であることから、受け付けた予約の確定(許可)や料金収受については令和11年4月1日以降に実施してください。 なお、本業務はシステム受付に限らず窓口受付についても同様に、適切な受付体制を確保してください。
48	○			68	5	1	4						維持管理業務計画書	維持管理業務計画書に記載の「市及び市スポーツ協会の意見交換」について、出席者や頻度など、想定される具体案などあればご教示ください。 また、維持管理のみで、運営は実施しないのでしょうか？	前段:出席者は市の担当者のほか、市スポーツ協会の役員や各種目協会の役員を想定しています。頻度については年4回以上を想定しています。 後段:実施します。要求水準書P78をご参照ください。
49	○			71	5	2	2						定期保守点検業務	エレベーターの定期点検については、メーカー系保守会社によるフルメンテナンス契約が必須となりますでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
50	○			72	5	4	1						既存リース品	現在既設リース品があれば、その機器と、機器設置者(貴市、指定管理者様など)、残存期間、および年間リース料をご教示頂けますでしょうか。	(令和6年8月29日公表)の要求水準書(案)に関する質問への回答No.64をご確認ください。
51	○			75	5	6	3						廃棄物処理業務	現在のごみや資源物等の処分量をご教示ください。(現総合体育館、既存の広場公園施設ともに)	(令和6年8月29日公表)の要求水準書(案)に関する質問への回答No.65をご確認ください。
52	○			76	5	7	2	(1)	ア				防犯・警備業務	有人警備が必要があれば置くとありますが、イベント時などの臨時警備を指しているなど、具体的なイメージをご教示ください。	有人警備については、機械警備によって異常が検知された時や、施設内の不適切利用が確認された時等を想定しています。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
53	○			77	5	8			ア				修繕業務	事業期間全体及び事業期間終了後の10年間以上を対象とした長期修繕(保全)計画の提出日について、本施設を貴市へ引き渡す1か月前までに提出とありますが、建物を精緻に確認し、より精度の高い計画とすべく、引き渡し後、維持管理業務開始1年目の期間終了時に提出と変更できないでしょうか	原案どおりとします。長期修繕(保全)計画は、事業年度ごとに見直しを行うことを想定しています。
54	○			77	5	8			ク				修繕業務	「事業期間全体での経常修繕及び計画修繕に必要な経費(既存施設の計画修繕を除く。)を計上し、長期修繕(保全)計画を作成すること。総額は入札公告時に示す。」とありますが、事業提案書提出時は修繕費(事業期間全体での経常修繕及び計画修繕に必要な経費)の提示のみで、長期修繕(保全)計画の提示は不要との認識でよろしいでしょうか。	「様式 J-2 収入、開業準備費、維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)」にて、長期修繕(保全)計画をご提示ください。
55	○			78	6	1	3						運営業務仕様書	運営業務仕様書及び運営マニュアルを作成し、運営開始予定日の2か月前の日までに本市に提出することとあるが、防災公園(1期工事部分)、防災公園(2期工事部分)、広場公園、体育館のそれぞれの運営開始予定日の2か月前に仕様書の提出が必要という認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
56	○			81	6	1	7	(7)	ア			(b)	救護責任者	救護責任者は救命講習やAED講習会で取得できる資格を持った者を責任者として配置する事で宜しいでしょうか。	よろしいです。
57	○			81	6	1	7	(7)	ア			(b)	救護責任者	緊急時の救護対応ができるよう、施設内に救護責任者を常駐させることとあるが、運営業務責任者や各業務区分責任者と兼任は可能でしょうか？	可能です。
58	○			84	6	2	6						統括マネジメント業務	当該業務は維持管理・運営期間のみならず施設整備期間も実施する必要があり、事業期間全体に事業期間に亘っての業務として、運営業務とは別立ての章にて「総務経理業務」と合わせて規定頂きますようお願いいたします。	要求水準書では「維持管理業務及び運営業務全体の統括マネジメントを実施」することを想定していますが、施設整備期間も実施するものとして事業者からご提案いただくことを妨げるものではありません。
59	○			84	6	2	6						統括マネジメント業務	事業者は、本事業の目的や方針等を踏まえ、本事業を取り巻く環境や情勢、利用者動向の変化等への柔軟な対応を行いながら、維持管理業務及び運営業務全体の統括マネジメントを実施することとありますが、維持管理運営期間中だけでなく、開業前の施設整備段階においても、設計・建設・工事監理などの全体の統括マネジメントが必要かと思えます。その場合、SPC管理運営と合わせ、代表企業が担うものと考えますが、施設整備段階における統括マネジメント業務の位置づけをご教授ください。	N058の回答をご参照ください。
60	○			84	6	2	7						総務経理業務	当該業務は維持管理・運営期間のみならず施設整備期間も実施する必要があり、事業期間全体に事業期間に亘っての業務として、運営業務とは別立ての章にて「統括マネジメント業務」と合わせて規定頂きますようお願いいたします。	N058の回答をご参照ください。
61	○			87	6	5		(1)	ケ				自主事業基本事項	「ネーミングライツは自主事業の対象外とする」とありますが、ネーミングライツは防災公園及び広場公園、それに準ずる施設には適用することができないという認識でよろしいでしょうか。	ネーミングライツは本市が自ら募集することを想定しています。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
62	○			89	6	7								付帯施設(付帯事業)について、付帯施設用地は、余剰地を提案の中で生み出し、自主事業として、連動制の観点をもって行う事業と判断しますが、飲食・物販ゾーンに配置するとなっており、自主性が重んじられていないと思われます。減点はないものとし、配置の提案の中で位置の変更は可能となりますでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
63	○			89		7			キ				付帯施設(付帯事業)	「キ 付帯施設は、本施設における建築物とは分棟を基本とし、1敷地1建物の原則に配慮して計画すること。」とあるが、これは付帯施設を建設する際には体育館と「別敷地」として建築確認申請を行うことをご示唆されているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
64		5											メインアリーナコートレイアウト(参考)	個別対話回答1にて「分割、3分割、4分割の3通りとします。また、防球ネット等は田の字ではなく、アリーナの長辺に対して垂直方向に設置してください。下記の通り要求水準書(案)p.40を修正し、「添付資料5 本施設コートレイアウト(参考)」に防球ネット設置イメージを追記しました。～」とし、コートレイアウトの分割方法を限定する理由は何でしょうか。メインアリーナに求めるコート数と利用方法を満たせば、コート利用の区分方法は民間事業者の提案対象としていただくことで創意工夫の余地が広がると思いますが、いかがでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
65		7											電気・機械要求性能表	メインアリーナの照度基準が1500lx以上に設定されていますが、プロ興行を想定された照度基準で、一般市民利用が主目的であることを考慮するとやや高い基準ではないかと思われます。民間事業者の創意工夫を導き出すため、利用方法に合わせた最適な照度基準のを定めるよう見直していただけますか。	プロスポーツ等における照度基準が年々高くなっていること、国スポ基準においても1200lx以上が求められる競技があること等を踏まえ、競技エリア内は1500lxを確保してください。必要な照度や範囲について要求水準書および添付資料7を修正します。
66		7												電気、機械要求性能表のなかで、防災備蓄倉庫の欄に放送にチェックがあります。公園内の非常放送などを意図しており、スピーカーを設置することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67		資料8											主な維持管理業務項目詳細	点検の回数が記載されていますが、あくまで実施項目・回数等は参考とし、事業者側の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68		17												流量計算書の流量計算で管渠番号13-3が新設として計上されています。この区域は今回の整備対象外と考えておりますが新規の管渠引き込みが必要でしょうか？	必要ありません。
69		21		2										東側市道各416号線上にある青丸の線が他の青丸と線幅が異なりますが何か理由がありますか。	理由はありません。
70		21												出入口の設置条件について、乗り入れ位置の箇所数に制限はございますでしょうか。また、街路樹に関し、出入口を設けた箇所は植栽帯も無くすことでよろしいでしょうか。その際、移設は不要と考えます。	箇所数に制限はありません。また、街路樹の移設は不要です。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
71		24											計画地引渡時 仮 駐車場 位置図	「広場公園用の仮設駐車場(250台以上)を整備した状態で引渡し」とありますが、工事着手可能な具体的な引き渡し時期はいつでしょうか。	要求水準書p.58に記載の通り、仮設駐車場の引き渡し時期は、市で行う造成工事完了頃(令和8年夏ごろ予定)を想定しています。
72		24											計画地引渡時 仮 駐車場 位置図	「広場公園用の仮設駐車場(250台以上)を整備した状態で引渡し」とありますが、下層を含めた仕上げの仕様、排水設備はどのような設計内容になりますか。ご教示ください。	仮駐車場の整備内容は、砕石敷き未舗装駐車場とします。
73		24											計画地引渡時仮駐 車場	計画地が引き渡された時点での仮駐車場の仕様(アスファルト舗装、砂利敷、フェンスの有無等)をお示しください。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No72を参照ください。
74		24												仮設駐車場(250台以上)の想定位置ですが、変更は可能でしょうか。	引き渡し時の仮設駐車場の位置は添付資料24のとおりです。
75		○											地盤調査報告書	ボーリング柱状図NO.137と139(2)の盛土にコンクリート片、レンガの混入記事があります。当該敷地の地歴情報をご教示ください。	地歴情報は持ち合わせておりません。
76		○											地盤調査報告書	上記に伴い、地中障害が発生した場合の費用は別途でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77			閲覧 資料 5										広場公園の人員配 置	既存施設となる広場公園についての人員配置をお示しください。 例:平日○人(○～○時)、土日祝日○人(○～○時)等	基本的には7時～12時が3名、12時～22時が2名体制としておりますが、利用状況等に応じて1名程度増減させる場合があります。
78			閲覧 資料 10										令和5年度 広場 公園の指定管理業 務における収支	①令和3年度・令和4年度における同様の資料を頂けますでしょうか ②広場公園における利用料金収入とは別に、教室・物販(自動販売機含める)の収支も令和3～5年度分の開示をお願いします。 ③カテゴリが「スポーツ広場」と「弓道場」に分かれていますが、「スポーツ広場」を更に施設ごと(テニスコート・多目的運動広場等)で細分化頂けますでしょうか。	①閲覧資料10に令和3・4年度分を追加します。 ②教室の開催実績はありません。物販は自動販売機3台のみとなり、その収支は把握しておりませんが、コロナ禍前における販売本数を把握しておりますので、その数字をお伝えします。 H30年度7,501本、R1(H31)年度7,109本 ※いずれも3台中の1台の年間販売本数です。残り2台については把握しておりません。 ③歳入を細分化し閲覧資料10に反映しました。歳出については一体不可分な経費であることから細分化できません。
79			10										水光熱費	水光熱費の試算の参考のため、直近3年間における広場公園の電気・ガス・水道にかかる契約内容及び各月の実績(使用量・デマンド等)をご教示ください。	各月の実績資料を閲覧資料に追加します。

落札者決定基準に関する質問への回答

No	本編	別紙	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		2	3	VI	(1)	②	大規模イベント・興行等	大規模イベント・興行等の実施に係る事項の中で、「市が誘致することのできる県内プロスポーツ団体に関するものは除く」と記載がありますが、市が誘致できる団体は要求水準書P19に記載がある岐阜スーパース、JAぎふリオーナナの2団体のみでしょうか？もしその他にも市が誘致できる県内プロスポーツ団体等がございましたらご教示ください。	2団体のこととします。
2		3	3	VI	(3)		市民協働等に係る事項	「市スポーツ協会など市民と連携した具体的な取組みや、地域経済、地元雇用への配慮が提案されているか。」として10点の配点とされていますが、要求水準書P.11(第5節13.地元発注要件)にある25%を超えることを前提にしますと、「地域経済、地元雇用への配慮」についての比率を具体的にお示しください。	具体的にお示しすることはできませんが、積極的な提案を期待します。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
1	III. 提出書類の作成要領		III	(1)	3)		・提出書類等の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を振ること。 例) 1/2	入札参加資格審査に関する提出書類について確認いたします。 ① 提出書類等とは様式、1-1～2-13を指すとの理解でよろしいでしょうか。 ② 「会社概要書」「定款」「決算報告書(直近3年)」にも右肩に番号の記載が必要でしょうか。 「決算報告書」については、直近3年分を1項目と見做し、一連で通し番号を振ればよろしいでしょうか。 ③ 「登記簿謄本」「納税証明書」等の公的書類にも通し番号は必要でしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②③提出書類の作成要領に記載のとおり「提出書類等の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を振ってください。
2	様式集及び作成要領		III	(2)	2)	①	入札書類審査に関する提出書類	「様式A-1、様式A-2、様式A-5については、正・副各1部、計2部を正・副毎に纏めて提出すること。」とありますが、ファイルに纏めて提出する等、指定はございますでしょうか。	指定はございません。
3	様式集及び作成要領		III	(2)	2)	①	入札書類審査に関する提出書類	「様式A-1、様式A-2、様式A-5については、正・副各1部、計2部を正・副毎に纏めて提出すること。」とありますが、ここでいう正・副の違いは何でしょうか。例えば、正は押印した原本書類、副はそのコピーを提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	様式集及び作成要領		III	(2)	2)	②	入札書類審査に関する提出書類	「企業名を伏せて審査を行うため、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業及び付帯企業の企業名及びロゴマーク等を一切記載せず」とありますが、正本(企業名を明記したもの)と副本(企業名を伏せたもの)を2種類作成するとの理解でよろしいでしょうか。 もしその場合、作業効率の観点や企業名を匿名にし忘れる等のミスを防ぐために、例えば、正本・副本共に企業名を伏せた同じ内容の提案書とし、正本のみ匿名と企業名を照合できる一覧表を添付するといった方法もご検討いただけると幸いです。	前段: お見込みのとおりです。 後段: 可能とします。
5	様式集及び作成要領		III	(2)	2)	②	入札書類審査に関する提出書類	「企業名を伏せて審査を行うため、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業及び付帯企業の企業名及びロゴマーク等を一切記載せず」とありますが、入札参加グループ以外の企業(事業で連携する地元企業・団体や金融機関等)の名称は記載してもよろしいでしょうか。	可とします。
6	様式集及び作成要領		III	(2)	2)	②	入札書類審査に関する提出書類	提案書で使用する文字の大きさや、用紙の余白の指定等はございますでしょうか。	指定はございません。

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
7	様式集及び作成 要領		Ⅲ	(2)	2)	②	入札書類審査に 関する提出書類	「提案書の各項目に様式Noのインデックスを付けること」とありますが、 「B-1-1、B-1-2、B-2-1…」といったように全ての様式にインデックスラ ベルを付けていく場合、膨大な数のインデックスラベルとなりますが、その 理解でよろしいでしょうか。 インデックスラベルの数を抑え、見やすさ等を考慮した場合、「Ⅰ 事業計 画全般に関する事項、Ⅱ 設計業務に関する事項…」といったある程度ま とまりのある区切りでインデックスラベルを付けていく方法も考えられま す。 インデックスラベルの付け方について、詳細をご教示ください。	分類ごとにインデックスをつけるものとし、様式集を修正します。
8	提案書		Ⅲ	(2)	2)	②	表紙 背表紙	提案書の表紙及び背表紙について、「分類名」とは何を指すのしょう か。前頁の＜入札書類審査に係る提出書類の構成＞を見ると、書類名 「提案書」は、分類ⅠからⅩを含みます。このⅠからⅩまでの番号が分 類名という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「書類名・分類名」としては、それぞれ「提案書 (Ⅰ～Ⅵ)」「提案書(Ⅶ～Ⅹ)」とご記載ください。
9	提案書		Ⅲ	(2)	2)	④	CD-Rの提出	CD-Rには提案書データの正・副両方を保存し、合計2枚を提出する という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、CD-Rには提案書データの正・副両方を保存くだ さい。
10	提案書		Ⅲ	(2)	2)	④	CD-Rの提出	CD-Rに保存するデータのファイル形式(word、excel、pdf等)に規定は あるのでしょうか。	指定があるもの(例:I-2-1等)については、指定のとおりご提出をお願い します。指定がないものについては、ファイル形式の指定はございませ んが、文字列検索が可能な状態でのご提出をお願いします。
11	様式集及び作成 要領		Ⅲ	(2)	2)	④	入札書類審査に 関する提出書類	「提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること」とありま すが、図面関係はPDFデータ、それ以外はWord及びExcelデータを保存す ればよろしいでしょうか。	No.10の回答をご参照ください。
12	様式集及び作成 要領		Ⅲ				添付書類	様式以外の書類(地元企業の関心表明書等)を添付することは可能で しょうか。	提案内容を確認するものとして、関心表明書を添付することは可能で すが、提案内容を補足するような追加資料は不可とします。
13	参加表明書	1-1						協力会社として参加をする場合、「商号又は名称」「所在地」「代表者名」 の欄には、「各務原市競争入札参加資格」に登録がある事務所につい て記載する必要がありますでしょうか。それとも、SPCとの契約を所管 する事務所について記載すればよろしいでしょうか。	代表企業、構成企業、協力企業として参加する場合の資格要件として は、各務原市競争入札参加資格を有している必要があることから、その 登録がある事務所の記載が必要です。
14	防災公園の設計 業務を行う者の 参加資格要件に 関する書類	2-3						「1. 建設コンサルタント登録(造園部門又は都市計画及び地方計画部 門)を行っている者であることを証する書類」「2. 都市公園(街区公園を 除く。)の工事(新設及び全面改修のみ)に係る実施設計業務を完了し た実績を有する者であることを証する書類」にも通し番号は必要でし ょうか。 通し番号が必要な場合、1. 2. 別々に通し番号を振るという理解でよ ろしいでしょうか。	提出書類の作成要領に記載にとおり複数ページにわたる場合は右肩に 番号をふってください

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
15	維持管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	2-7					参加資格要件に関する書類	実績提出の際に、契約書の写しを提出となっているが、守秘義務の関係で、契約金の提示が出来ない場合は、マスキングしても問題ないでしょうか。	問題ございません。
16	入札参加グループ構成表及び役割分担表	2-10						協力会社として参加をする場合、「商号又は名称」「所在地」「代表者名」の欄には、「各務原市競争入札参加資格」に登録がある事務所について記載する必要があるのでしょうか。それとも、SPCとの契約を所管する事務所について記載すればよろしいでしょうか。	No.13の回答をご参照ください。
17	委任状(構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業用)	2-11						協力会社として参加をする場合、「商号又は名称」「所在地」「代表者名」の欄には、「各務原市競争入札参加資格」に登録がある事務所について記載する必要があるのでしょうか。それとも、SPCとの契約を所管する事務所について記載すればよろしいでしょうか。	No.13の回答をご参照ください。
18		H-19					金額単位	「金額単位」はH-25と同じ「千円」でよろしいでしょうか？ また「単価」の単位は「円」としてもよろしいでしょうか？	「千円」とします。様式集を修正します。
19		H-20					金額単位	「金額単位」はH-25と同じ「千円」でよろしいでしょうか？ また「単価」の単位は「円」としてもよろしいでしょうか？	「千円」とします。様式集を修正します。
20	様式集 (エクセル編)	I-2-1				①	I-2-1 ①事業収支計画 (本施設)	既存のデフォルト項目は該当しない場合であっても削除せず、数字ゼロを入力するという理解でよろしいでしょうか。	問題ございません。
21	様式集 (エクセル編)	I-2-1				①	I-2-1 ①事業収支計画 (本施設)	A3一枚に納まる範囲にて、必要に応じて行を増やして問題ないという理解でよろしいでしょうか。	問題ございません。
22	様式集 (エクセル編)	I-2-1				①	I-2-1 ①事業収支計画 (本施設)	備考の※3に記載の参考指標とは、「I-2-3 ③資金収支計画(本施設・自主事業等)」のシートにあるPIRR、配当IRR及びDSCRを指すため、これらの指標を使わない事業収支計画のシートにおいては関係ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
23		J-2				①	利用料金等収入・売上	要求水準書P16の表1-7、P17の表1-10の通り、利用料金は税込となっていますが、様式J-2①利用料金等収入・売上(年次計画表)は税込／税抜のどちらで作成するのかにつきご教示ください。	消費税等を除いた額でご記入ください。様式集を修正します。
24	収入、開業準備費、維持管理費及び運営費見積書(年次)	J-2					修繕業務費の内訳	修繕業務費の内訳の項目に修繕業務(広場公園)がありますが、業務仕様書(P77 第5章 第8節 ク)では既存施設の計画修繕は除くとの記載があります。業務仕様書に基づいて、体育館及び防災公園のみの記入でよろしいでしょうか。	既存施設については、「添付資料 20 各務原市スポーツ施設個別施設計画」に記載されている計画修繕は本市が行いますが、それ以外については事業者にて計画ください。

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
25	様式集 (エクセル編)	J-2					J-2 収入、開業準備費、 維持管理費及び運 営費見積書(年次)	「毎回の支払いが同額となるよう、平準化した金額を記入して下さい」という指示について、以下をご教示願えないでしょうか。 ・実態は年度支払額に差がある項目であっても、本様式上では平準化して毎年同額を記入する必要があるということでしょうか。 ・年度の途中で取得した資産の減価償却費の1年目は、月割りで計算するのが一般的ですが、なにか理屈を付けて耐用年数中の毎年の減価償却費が同額となるよう調整する必要があるということでしょうか。	前段: 正しくはJ-2について、「原則として、令和11年11月以降の支払いについて、修繕費を除き毎回の支払いにおいて定額を支払うものとして計画ください」となります。様式集を修正します。 後段: 減価償却費は想定していません。
26	様式集 (エクセル編)	J-2					J-2 収入、開業準備費、 維持管理費及び運 営費見積書(年次)	費目の列(D列)は既存のデフォルト書式のとおり入力し、削除及び追加の両方を行わないという理解でよろしいでしょうか。(言い換えると、グレースアウトになっているセルは編集しないという理解でよろしいでしょうか)	削除はせずとも問題ございませんが、事業者の提案内容に応じて、適宜、追加して下さい。
27	様式集 (エクセル編)	J-2					J-2 収入、開業準備費、 維持管理費及び運 営費見積書(年次)	グレースアウトになっているセルは編集しないという理解でよろしいでしょうか。	No.26の回答をご参照ください。
28	提案書							「関心表明書」などの添付書類を提出することは認められているのでしょうか。認められている場合、提案書ファイルにおいて、どの位置にどのように(例: インデックスの有無、片面or両面印刷、集約印刷の可否等)ファイリングするのか具体的にご教示いただけないでしょうか。	前段: No.12の回答をご参照ください。 後段: 事業者の提案によるものとします。
29	入札価格計算書							「2. 維持管理及び運營業務のサービス対価」について、正しくは「3. 維持管理及び運營業務のサービス対価」の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集を訂正します。

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別記 様式	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		2	5	1		業務の委託及び請負	要求水準書第6章第2節6「統括マネジメント業務」及び同7「総務経理業務」は運営期間のみならず、施設整備期間も実施する必要があり、事業期間全体に亘っての業務として、運営業務とは別立ての章にて規定して頂きたく、当該2業務を合わせて「統括マネジメント業務」として、本項で委託先を規定できるように修正をお願い致します。	要求水準書では「維持管理業務及び運営業務全体の統括マネジメントを実施」することを想定していますが、施設整備期間も実施するものとして事業者からご提案いただくことを妨げるものではありません。
2	○		2	5	2		業務の委託及び請負	貴市と事業者との間で事業契約が確定された後、速やかに各業務に係る契約(業務委託契約、請負契約、覚書等)も締結する旨が定められておりますが、事業委託契約締結後すぐに業務を開始しない維持管理や運営についても、この定めが該当するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		3	7	1		本契約確定日	「事業契約の本契約確定日」とは、事業契約議案が市議会にて可決された日との理解で宜しいでしょうか？ (第8条、第12条も同様)	お見込みのとおりです。

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

付帯事業の実施に係る基本協定書(案)に関する質問への回答

No	頁	章	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	4		11	5				公園施設設置許可使用料について、基本額を明示いただけますでしょうか。また、対象は施設の面積のみと考慮しますがよろしいでしょうか。なお、駐車場部分は公園の駐車場とも兼用されることから、考慮しないものと考えますがよろしいでしょうか。	前段：各務原市都市公園条例を参照ください。 後段：付帯施設に係る駐車場や外構等を含む一帯の敷地が対象となります。また、要求水準書p.28に記載の通り、付帯施設は防災公園の夜間の施錠から除くため、防災公園と営業時間が異なる付帯施設を提案する場合は、付帯施設専用の駐車場を計画するようにしてください。
2	4		11	9				許可期間に際し、許可の日から10年以内とありますが、設置管理許可の申請をし、認可を受けた日からの起算となりますでしょうか。また、10年以降の延長許可が受けられるかを明確にしていきたいですがよろしいでしょうか。少なくとも、体育館運営と同等期間まで使用可能となるよう協定書に明記いただきたいですがよろしいでしょうか。各務原市側からの中途解約の場合は営業補償等の対応はして頂けますでしょうか。	前段：許可の日(提案日)からの起算となります。 中段：許可期間はあくまで10年となりますが、付帯事業の実施に係る基本協定書(案)第11条第10項に基づき、許可の更新をすることが可能です。 後段：都市公園法第28条に基づき補償します。
3	4		11	10				ここに示されている内容は、許可期間満了の1年前に更新手続きした場合、同内容の事業を継続する場合は、事業期間中、つまり、体育館の運営期間中まで延長許可をいただけるということでしょうか	付帯事業の実施に係る基本協定書(案)第11条第9項のとおり、付帯事業については、許可の日から10年以内であることから、必ずしも体育館の運営期間中と同時期となるわけではありません。